

平成 20・21 年度厚生労働科学研究報告書
(政策科学総合研究事業)

子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の
構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究

総合・総括研究報告書

研究代表者 松本伊智朗

平成 22 (2010) 年 3 月

目 次

研究組織 (p2)

総合研究報告 (p3)

子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究 松本伊智朗

平成 21 年度総括研究報告 (p22)

子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援
松本伊智朗

平成 21 年度分担研究報告

I 社会的不利・生活困難と子ども虐待

- 1 虐待の重症度と生活困難との関連 (畑千鶴乃) (p57)
- 2 子どもの虐待と家族関係—ステップファミリーの分析を通して (中澤香織) (p66)

II 健康・障害と子ども虐待

- 3 虐待事例に見られる養育者のメンタルヘルスの問題—早期支援のあり方の検討 (澤田いずみ) (p76)
- 4 複合的な困難という視点からみる虐待と障害 (藤原里佐) (p84)

III 保育所・学校における支援

- 5 就学前児童の虐待と保育機関の関わり (品川ひろみ) (p95)
- 6 学童の虐待の現状と小学校の役割 (戸田まり) (p108)
- 7 被虐待児の教育機会と社会的自立を保障する条件—中等教育段階を中心として— (大澤真平) (p116)

IV 施設入所と終結をめぐる課題

- 8 施設入所をめぐる諸課題—入所決定過程と児童相談所・家族— (栗山隆) (p136)
- 9 子ども虐待問題の援助における「終結」の判断—ネグレクトケースの分析 (横山登志子) (p154)

付録 調査転記表 (p164)

研 究 組 織

主任研究者 松本伊智朗 札幌学院大学

分担研究者

岩田 美香 法政大学
栗山 隆 北星学園大学
小西 祐馬 長崎大学
澤田いずみ 札幌医科大学
品川ひろみ 札幌国際大学短期大学部
田中 康雄 北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター
戸田 まり 北海道教育大学札幌校
藤原 里佐 北星学園大学短期大学部

研究協力者

大場 信一 北海道中央児童相談所
川股 英嗣 北海道中央児童相談所
柴田 和永 札幌市児童福祉総合センター
穴田 幸治 札幌市児童福祉総合センター
家村 昭矩 名寄市立大学短期大学部
横山登志子 札幌学院大学
畑 千鶴乃 函館短期大学
福間 麻紀 北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター
大澤 真平 北海道大学大学院教育学院博士課程
山田 千春 北海道大学大学院教育学院博士課程
中澤 香織 北海道大学大学院教育学院博士課程
常盤野文子 札幌学院大学大学院臨床心理学研究科修士課程
横尾 昌弘 北海道大学大学院教育学研究院修士課程
前田絵梨奈 札幌学院大学卒業生

平成 21 年度総括研究報告 (p22)

子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の
構造と社会的支援

松本伊智朗

平成 21 年度分担研究報告

- I 社会的不利・生活困難と子ども虐待
 - 1 虐待の重症度と生活困難との関連 (畑千鶴乃) (p57)
 - 2 子どもの虐待と家族関係—ステップファミリーの分析を通して (中澤香織) (p66)
- II 健康・障害と子ども虐待
 - 3 虐待事例に見られる養育者のメンタルヘルスの問題—早期支援のあり方の検討 (澤田いずみ) (p76)
 - 4 複合的な困難という視点からみる虐待と障害 (藤原里佐) (p84)
- III 保育所・学校における支援
 - 5 就学前児童の虐待と保育機関の関わり (品川ひろみ) (p95)
 - 6 学童の虐待の現状と小学校の役割 (戸田まり) (p108)
 - 7 被虐待児の教育機会と社会的自立を保障する条件—中等教育段階を中心として— (大澤真平) (p116)
- IV 施設入所と終結をめぐる課題
 - 8 施設入所をめぐる諸課題—入所決定過程と児童相談所・家族— (栗山隆) (p136)
 - 9 子ども虐待問題の援助における「終結」の判断—ネグレクトケースの分析 (横山登志子) (p154)

平成 21 年度厚生労働科学研究報告書（政策科学総合研究事業）
「子ども虐待問題と被虐待児の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究」総括報告

子ども虐待問題と被虐待児の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援

研究代表者 松本伊智朗（札幌学院大学）

研究要旨

1 研究目的

子ども虐待問題は、家族における生活の不安定と貧困、養育者の心身の疾病や障害、家族関係上の葛藤、子どもの健康と発達上の困難、社会的孤立と排除、社会資源や公的支援へのアクセスの困難などが、複合的に連鎖しするなかで生起し、あるいは深刻化する。被虐待児の回復と社会的自立の困難も、被虐待体験による負因のみならず、こうした家族の不利を基底に持つ。本研究は、こうした複合的な諸困難の構造を明らかにすることを通して、総合的な社会的支援のあり方を検討することを目的とする。

2 研究対象と方法

調査対象は平成 15 年度に北海道内すべての児童相談所（札幌市児童相談所および道立 8 児童相談所）において虐待相談として受理したもののうち、当該児童の受理時の年齢が 5 歳、10 歳、14 歳、15 歳のもの 129 例すべてである。研究班メンバーが各児童相談所を訪問し、児童票より必要事項を調査・転記し、個人情報保護が可能な形に整理しえた 119 例が分析対象である。119 例の内訳は、5 歳が 49 例、10 歳が 28 例、14 歳・15 歳が 42 例である。また虐待種別では、身体的虐待が 46 例、ネグレクトが 55 例、心理的虐待が 10 例、性的虐待が 8 例である。

3 研究結果および考察

1) 家族の生活基盤の脆弱性と貧困

- ① 多くの家族が経済的問題を経験している。生活歴の中で、「解雇・失業」の経験が確認されたのは 42.9%、借金・多重債務、破産、経済的困窮などの「経済問題」を経験しているのは 72.3%である。以下これを「経済問題群」とする。
- ② 生活保護受給世帯は 39.5%、非課税世帯 5.0%、課税世帯 15.1%、課税状況不明の世

帯が 40.3%である。不明世帯をのぞいて算出すると、生活保護世帯は 66.2%、非課税世帯は 8.5%で、あわせて 74.6%を占める。

- ③ 調査員の判断による生活程度は、「困難」が 54.6%、「多少困難」が 26.9%、「非困難」が 12.6%、不明が 5.9%である。「困難」と「多少困難」をあわせると 81.5%で、「経済問題」経験の 72.3%、生活保護受給・非課税世帯の 74.7%と、それぞれ近似している。すなわち全体の 4分の3が生活基盤の脆弱な、貧困問題を背景に持つ家族であることが推定される。
- ④ 虐待の種別ごとに見ると、ネグレクトに生活基盤の脆弱な家族の比率が高い。しかしこれはネグレクトのみに集中しているということではなく、全般的に生活基盤が脆弱であることに加えて、特にネグレクトに高いことに注意が必要である。

2) 社会的孤立と家族関係

- ① 支援的な親族・知人が確認できたのは 50.4%である。残りの 49.6%は社会的な孤立度が高いと考えられる。以下これを「社会的孤立群」とする。
- ② 多くの家族が、離婚等家族関係の変動を経験している。これまでの生活歴の中で、養育者のいずれかが離婚を経験しているのは 77.3%である。受理時にひとり親世帯であったのは 45.4%で、ふたり親世帯にも再形成された家族が多く存在する。

3) 子ども・家族の複合的困難

- ① 夫婦間の暴力（DV）、あるいはその疑いが見られる家族は 26.1%である。
- ② 子どもにことばの遅れや知的障害等、障害が見られる家族が多い。当該児童では 47.1%、兄弟姉妹では 34.5%に障害が見られた。21.8%は、当該児童と兄弟姉妹の双方に障害がみられる。兄弟姉妹の「どちらか」に広げると、59.7%になる。
- ③ 多くの子どもが、学校における困難に直面している。例えば当該児童の 35.3%、兄弟姉妹の 33.6%に不登校がみられる。
- ④ 養育者のいずれかに「メンタルヘルスの問題」が見られるのは、39.5%である。また 20.2%に、知的障害が見られる。
- ⑤ 「子どものいずれかに障害がある」、「養育者のいずれかにメンタルヘルス上の問題か知的障害がある」、「DV・その疑いがある」のいずれかに当てはまる家族は 79.0%である。以下これを「障害・DV群」とする
- ⑥ こうした諸困難は家族の中で複合している。「経済問題群（72.3%）」「社会的孤立群（49.6%）」「障害・DV群（79.0%）」のいずれにも該当しないのは 3例（2.5%）のみで、多くは複数の群に属し、35.1%は 3つの群のすべてに属している。すなわち多くの家族で、経済的貧困、社会的孤立、障害・DVといった異なる性格の問題・困難が複合している。

4) 児童相談所の介入と社会的支援

- ① 56.3%が、当該虐待受理以前に児童相談所とのかかわりがある。すなわち支援の経過の中で、虐待として受理する場合が半数近くにのぼる。また一時保護経験が52.9%、42.0%が施設入所に至っている。5年後も入所中であるものは12.6%である。
- ② 最初の相談・受理が虐待以外のものは34.5%である。すなわち「障害相談」「養護相談」など他の問題が、虐待問題へと転化する事例が多く存在する。
- ③ 一つの事例への支援には、長い時間的経過がある。最初の受理・相談時点から最後の関わりまでは、平均で4.6年、24.4%が7年以上で1年未満は18.5%である。
- ④ 平成15年度の当該受理から最後の関わりまでの期間の平均は、2.4年である。すなわちある年度の通告数の2.4倍が累積する支援事例数と推定される。受理前のかかわりを元に推定すると、4.6倍である。
- ⑤ 47.9%が養育者に虐待の認識があり、73.9%が支援を受け入れている。

4 結論

児童相談所において対応している子ども虐待問題は、貧困を基底に持つ。特にネグレクトにその結びつきが強い。また子どもの障害や不登校、養育者の精神疾患や障害、家族関係の変動とDV、社会的孤立などの諸要因が複合し、家族の生活困難を形成している。従って、子ども虐待の予防には、貧困に対応し家族の生活基盤の強化をはかること、障害や精神疾患などの個別の問題への対応を強化すること、家族における諸要因の複合と連鎖を断ち切るためのソーシャルワーク機能の強化と機関連携の実質化が重要である。

5 政策への反映

子ども虐待に対する政策的対応は、広く生活基盤の安定と個々の不利と困難を緩和するための政策・制度の強化を基本線とすべきである。それを前提に児童相談所における介入とソーシャルワーク、地域を基盤にした連携と支援が有効に機能しうる。また児童相談所の支援の開始時点は虐待通告受理以前にさかのぼるものが半数以上で、1事例の支援に長い時間的経過がある。社会資源必要量の推計の基礎となる児童相談所等関係機関の負荷量は、通告事例数ではなく事例の累積数を基礎に算定されるべきである。

A 研究目的

子ども虐待問題は、家族における生活の不安定と貧困、養育者の心身の疾病や障害、家族関係上の葛藤、子どもの健康と発達上の困難、社会的孤立と排除、社会資源や公的支援へのアクセスの困難などが、複合的に連鎖しするなかで生起し、あるいは深刻化する。被虐待児の回復と社会的自立の困難も、被虐待体験による負因のみならず、こうした家族の不利を基底に持つ。本研究は、こうした複合的な諸困難の構造を実証的に明らかにすることを通して、総合的な社会的支援のあり方を検討することを目的とする。

わが国の子ども虐待問題に対する対応は、今後は子どもの回復と自立のための支援と、地域での支援を可能にする社会資源の整備が焦点になる。一方で、家族と子どもを取り巻く経済的格差の拡大と生活の不安定化が進行し、家族の直面する問題はより複雑化している。したがってこの複合的な困難の構造を明らかにし、不利と困難の連鎖をどこで食い止め、虐待の深刻化を防ぐかを検討することは、不可欠の作業となる。このため本研究では、子ども家族福祉論・貧困研究・児童精神医学・発達心理学・保育社会学・障害児者問題研究などの多領域の研究者の共同作業で行う、家族の生活問題の分析を基礎におく。

なお本総括報告の記述と分析は、おもに調査内容を当該児童の年齢別と虐待の種類別に整理したものにに基づき、全体を概括することを目的とする。個別の論点や援助過程のより詳細な分析は、本総括報告の後に続く「分担研究報告」でなされる。

B 研究方法

1 調査対象

平成15年度に北海道内すべての児童相談所（札幌市児童相談所および道立8児童相談所）において虐待相談として受理したもののうち、当該児童の受理時の年齢が5歳、10歳、14歳・15歳のものすべてで、合計129例である。うち8例はケース移管等で情報が不十分、2例は事例の内容から個人情報保護が困難と判断し、この10例を対象から除外した。結果として5歳が49例、10歳が28例、14歳・15歳が42例の合計119例が分析対象となった。

平成15年度を取り上げることで、受理から調査時点までの5年間の支援経過と予後进行分析することが可能になる。5歳、10歳、14歳・15歳の年齢を対象にしたのは、すべての年齢を対象にした悉皆調査が時間の制約から難しいことに加えて、受理時点でこれらの年齢の者は、調査時点までの5年間で「学校」に関わる変動を経験するからである。すなわちこの5年間に、5歳の子どもは小学校に入学し一定期間を過ごす、10歳の子どもは中学校に入学し、場合によっては中学卒業とその後の進路選択を経験する、14歳・15歳の子どもは中学を卒業しその後の進路選択を経験すると同時に、調査時点では「18歳未満」という児童福祉法の対象年齢を超え「自立」の問題に直面する。このように調査対象年度と年齢を設定することで、受理時点からの経過と予後を、特に「学校」に関わる変動と進路選択・自立の問題に関わらせて分析することが可能になる。

2 調査方法

調査員が各児童相談所を訪問し、当該事

例の相談記録を閲覧、調査転記票に記入し整理する方法をとった。記入に当たっては、まず一例ごとの相談経過を読み解いて家族と子どもの状況を理解する必要があることから、整理と転記には、1例あたり平均的には5時間前後、短いもので2時間、長いもので10時間程度を必要とした。調査員には研究班のメンバーと研究協力者があたった。整理と転記に当たっては、個人情報特定されないよう配慮を行った。調査期間は平成20年秋から平成21年度末までの2年間にまたがった。平成20年度に整理が終了した40例については、すでに平成20年度報告書において中間報告を行っている。

3 調査内容

調査内容は以下である。事例によって記録されている内容にかなりのばらつきがあるので、記録から読み取れる限りでの把握となる。巻末に調査転記票を付録として付す。

I 事例の概要

①虐待の種別、②当該児童の性別、③虐待者、④重症度、⑤家族構成、⑥児童相談所での受理経過、⑦当該受理にいたる経過、主訴と受理時の子ども、家族の状況、⑧子ども・家族の状況と支援の推移、⑨通告後の受理、処遇会議、事例検討会の開催経過、⑩現時点での児童相談所とのかかわり、⑪現在の支援体制と子ども・家族の現況

II 家族の生活基盤

①住居形態、②課税状況、③年間世帯収入、④負債、⑤貯蓄、資産、⑥過去の生活保護受給歴、⑦就学援助など減免措置の利用、

⑧医療保険、⑨児童扶養手当等の受給、⑩養育者の職業、⑪養育者の学歴、⑫転居歴、⑬生活程度に対する調査者の判断

III 支援機関の負荷量の評価

①児童相談所、関係機関の子ども、家族との接触回数、②児童相談所と関係機関の接触回数、③子ども・家族と関った関係機関、④子ども・家族に關っている期間

IV 子どもの直面する困難（当該家族の子どもについて以下が該当するかどうか）

①未熟児、②低体重出産、③望まれない出産、④病弱、虚弱、⑤身体障害、⑥知的障害、⑦発達障害、⑧自閉症、⑨言葉の遅れ、⑩いじめの被害、⑪いじめの加害、⑫その他対人関係のトラブル、⑬欠席がち、⑭長期欠席・不登校、⑮暴力的傾向、⑯「非行」・問題行動、⑰施設入所歴、⑱停学・退学、⑲解雇、⑳仕事や学校などの所属先がないこと、㉑子どもだけで生活した経験、㉒児童相談所での相談歴、㉓親身になってくれる家族以外の大人の存在

V 家族の直面する／してきた困難（以下の項目に該当するかどうか）

1) 家族関係

①夫婦間の強い葛藤・不和、②DV、およびその疑い、③育児に関する協力的な関係、④育児に関する非協力的な関係、⑤離婚と復縁など婚姻関係の不安定さ

2) 養育者の心身の状況

①精神病、②神経症、③人格障害、④知的障害、⑤薬物・アルコール依存、⑥発達障害、⑦その他の疾病、⑧その他の障害、⑨

攻撃的、虚言など対人関係上の難しさ

3) 養育者の意識・社会関係

①育児に対する拒否的な感情、②虐待の認識の有無、③支援を受け入れているか、④親身になってくれる支援者の存在、⑤親身になってくれる友人・知人、⑥親身になってくれる親族、⑦職場への安定した帰属、⑧仕事以外の活動や団体への参加

4) 養育者の成人前の経験

①親の死亡、②親の離婚、③親の再婚、④両親の疾病・障害、⑤家族間の葛藤・暴力、⑥経済的困窮、⑦生活保護受給、⑧妊娠・出産、⑨退学・長期欠席、⑩被虐待経験、⑪施設での生活経験

5) 養育者のこれまでの生活上の出来事(時期は問わない)

①火災・災害等の被災、②事故・怪我、③入院、④長期の疾病・体調の不良・病気がち、⑤解雇・失業、⑥返済に困る借金・多重債務、⑦破産、⑧住むところが決まっていなかったこと、⑨たび重なる転居、⑩トラブルに起因する転居、⑪経済的困窮、⑫生活保護受給、⑬拘禁、⑭離婚、⑮配偶者との死別、⑯望まない妊娠・出産

<重症度の判断について>

以下をおおむねの判断基準として、調査者が事例の概要を読み取った上で判断した。

生命の危機あり：身体的虐待等によって、生命の危機にかかわる受傷、ネグレクト等のため衰弱死の危険性があるもの。

重度：今すぐには生命の危険はないと考

えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重要な影響を生じているか、生じる可能性のあるもの。

中度：継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの。

軽度：実際に子どもへの暴力があり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られない。

危惧：暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの。

<生活程度に対する調査者の判断>

相談記録から読み取られた家族の状況を総合的に判断して、調査者が以下の項目からもっとも近いものを選んだ。①とても困難に思える、②多少困難に思える、③特に困っていると判断できない、④わからない。

C 研究結果

1 事例の概要と家族の生活基盤

1) 通告時の年齢・性別と虐待の種別

表1 通告時年齢と虐待の種別

通告時年齢	身体	ネグレクト	心理	性的	合計
5歳	22 44.9%	23 46.9%	3 6.1%	1 2.0%	49 100.0%
10歳	13 46.4%	13 46.4%	1 3.6%	1 3.6%	28 100.0%
14、15歳	11 26.2%	19 45.2%	6 14.3%	6 14.3%	42 100.0%
合計	46 38.7%	55 46.2%	10 8.4%	8 6.7%	119 100.0%

表2 当該児童の性別

通告時年齢	対象数	男	女
5歳	49 100.0%	28 57.1%	21 42.9%
10歳	28 100.0%	17 60.7%	11 39.3%
14,15歳	42 100.0%	21 50.0%	21 50.0%
計	119 100.0%	66 55.5%	53 44.5%
種別			
身体	46 100.0%	27 58.7%	19 41.3%
ネグレクト	55 100.0%	32 58.2%	23 41.8%
性的	8 100.0%	0 0.0%	8 100.0%
心理	10 100.0%	7 70.0%	3 30.0%
計	119 100.0%	66 55.5%	53 44.5%

表1に通告時の当該児童の年齢と虐待の種別を示す。5歳は49例、10歳は28例、14歳・15歳は42例であり、あわせて119例が分析の対象となる。5歳と10歳では身体的虐待とネグレクトがそれぞれ半数弱を占め、心理的虐待と性的虐待はごく少数である。14歳・15歳ではネグレクトは半数弱で変わらないが、身体的虐待の比率が減少し、心理的虐待と性的虐待が増加している。

表2に、当該児童の性別を示す。男児が55.5%と半数強である。年齢別には若干のばらつきがあるものの、大きな偏りは見られない。性的虐待はすべてが女児であり、この点は性別に見た時の特徴である。

2) 虐待の重症度

表3に虐待の重症度を示す。全体では重度が15.1%、中度が40.3%、軽度が37.0%、危惧ありが5.9%、不明が1.7%である。な

表3 重症度

通告時 年齢	対象数	重度	中度	軽度	危惧有	不明・ 記載なし
5歳	49	4	17	22	5	1
	100.0%	8.2%	34.7%	44.9%	10.2%	2.0%
10歳	28	4	8	15	1	0
	100.0%	14.3%	28.6%	53.6%	3.6%	0.0%
14,15歳	42	10	23	7	1	1
	100.0%	23.8%	54.8%	16.7%	2.4%	2.4%
計	119	18	48	44	7	2
	100.0%	15.1%	40.3%	37.0%	5.9%	1.7%
種別						
身体	46	5	12	25	3	1
	100.0%	10.9%	26.1%	54.3%	6.5%	2.2%
ネグレクト	55	5	30	18	2	0
	100.0%	9.1%	54.5%	32.7%	3.6%	0.0%
性的	8	7	0	0	0	1
	100.0%	87.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%
心理	10	1	6	1	2	0
	100.0%	10.0%	60.0%	10.0%	20.0%	0.0%
計	119	18	48	44	7	2
	100.0%	15.1%	40.3%	37.0%	5.9%	1.7%

お今回の調査では、「生命の危機」は無かった。年齢が上昇するに従って軽度のものが減少し、重度の比率が高くなる。これは子ども自身の耐性が年齢に従って高くなっていくことから、軽度や危惧では児童相談所への通告となりにくいという可能性が考えられる。また身体的虐待は軽度（54.3%）、ネグレクトは中度（54.5%）、性的虐待は重度（87.5%）と判断される事例が多い。虐待という言葉から一般的にイメージされる「身体的虐待」より、ネグレクトや性的虐待が子どもに与えるダメージという点では深刻である場合が多いことを示している。

以下に判断基準を再掲する。

重度：今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重要な影響を生じているか、生じる可能性のあるもの。

中度：継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形

3) 通告受理時の家族構成

成に重大な問題を残すことが危惧されるもの。

軽度：実際に子どもへの暴力があり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られない。

危惧：暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「たいていしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの。

表4 通告受理時の家族構成

通告時 年齢	対象数	父母+子	祖父母+父 母+子	母+子	父+子	その他
5歳	49 100.0%	30 61.2%	3 6.1%	14 28.6%	1 2.0%	1 2.0%
10歳	28 100.0%	12 42.9%	0 0.0%	15 53.6%	1 3.6%	0 0.0%
14、15歳	42 100.0%	15 35.7%	2 4.8%	22 52.4%	1 2.4%	2 4.8%
計	119 100.0%	57 47.9%	5 4.2%	51 42.9%	3 2.5%	3 2.5%
種別						
身体	46 100.0%	26 56.5%	3 6.5%	16 34.8%	1 2.2%	0 0.0%
ネグレ外	55 100.0%	20 36.4%	2 3.6%	29 52.7%	2 3.6%	2 3.6%
性的	8 100.0%	6 75.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	1 12.5%
心理	10 100.0%	5 50.0%	0 0.0%	5 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
計	119 100.0%	57 47.9%	5 4.2%	51 42.9%	3 2.5%	3 2.5%

表4に通告受理時の家族構成を示す。子どもが父母と同居している「父母+子」世帯は、47.9%と約半数になる。これには継父母を含んでおり、後の分担研究報告の中澤論文に見るように、父母世帯の半数弱が継父母を含むステップファミリーである。

また母子世帯が42.9%、父子世帯が2.5%で、単親世帯の比率が高いことが確認される。

4) 主な虐待者

表5 主な虐待者

通告時 年齢	対象数	実父	実母	実父 実母	継父	継母	異父兄	その他
5歳	49 100.0%	9 18.4%	28 57.1%	5 10.2%	5 10.2%	1 2.0%	0 0.0%	1 2.0%
10歳	28 100.0%	3 10.7%	18 64.3%	1 3.6%	6 21.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
14、15歳	42 100.0%	3 7.1%	22 52.4%	4 9.5%	8 19.0%	3 7.1%	2 4.8%	0 0.0%
計	119 100.0%	15 12.6%	68 57.1%	10 8.4%	19 16.0%	4 3.4%	2 1.7%	1 0.8%
種別								
身体	46 100.0%	11 23.9%	17 37.0%	4 8.7%	12 26.1%	1 2.2%	0 0.0%	1 2.2%
ネグレ	55 100.0%	1 1.8%	46 83.6%	6 10.9%	2 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
性的	8 100.0%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 62.5%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%
心理	10 100.0%	1 10.0%	5 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 30.0%	1 10.0%	0 0.0%
計	119 100.0%	15 12.6%	68 57.1%	10 8.4%	19 16.0%	4 3.4%	2 1.7%	1 0.8%

表6 主な虐待者(通告受理時 両親世帯)

通告時 年齢	対象者数	父	母	父母	その他
5歳	33	10	16	6	1
	100.0%	30.3%	48.5%	18.2%	3.0%
10歳	12	7	2	3	0
	100.0%	58.3%	16.7%	25.0%	0.0%
14、15歳	17	7	6	4	0
	100.0%	41.2%	35.3%	5.9%	0.0%
計	62	24	24	13	1
	100.0%	38.7%	38.7%	21.0%	1.6%
種別					
身体	29	17	5	6	1
	100.0%	58.6%	17.2%	20.7%	1.6%
ネグレクト	22	1	14	7	0
	100.0%	4.5%	63.6%	31.8%	0.0%
性的	6	6	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
心理	5	0	5	0	0
	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
計	62	24	24	13	1
	100.0%	38.7%	38.7%	21.0%	1.6%

表5に主な虐待者を示す。これは調査担当者が相談記録から判断したものである。もっとも比率が高いのは「実母」で57.1%である。「継母」は3.4%で、合わせると約6割が母親ということになる。「実父」は12.6%、「継父」は16.0%で、合わせると約3割が父親である。父親に比して母親が主な虐待者になる比率が高いが、これは母親のみが養育者である母子世帯が多く含まれていることによるものと考えられるから、表6に子どもが父母と同居している62例に限定して主な虐待者を整理した。これによると、主な虐待者が父親（継父を含む）であるものと母親（継母を含む）はそれぞれ24例（38.7%）で、同数である。一般的に母親のほうが子どもと過ごす時間が長く、子育て役割を担うことが多いことから、父親に比較して母親が「虐待者」になるリスクを負いやすい。これを勘案すると、両親世帯において「主な虐待者」が父母同数であるということは、子ども虐待問題における「父親」の問題は一般に考えられるより大きいことを示唆している。

表5に戻り虐待の種別ごとにみると、身体的虐待は父親（実父・継父）が主な虐待者である比率が高く、ネグレクトは母親が主な虐待者となる比率が高い。この傾向は表6に見る両親世帯でも同様である。ネグレクトのように養育環境全体を考慮して判断されるものに関しては、子どもの養育の主な担い手と一般的に意識される母親が「虐待者」として把握されがちであることが示唆される。

5) 住居形態

表7 住居形態

通告時 年齢	対象数	マンション	賃貸 アパート	一戸建て※	間借	公営住宅	不明 記載なし
5歳	49	0	19	8	2	13	7
	100.0%	0.0%	38.8%	16.3%	4.1%	26.5%	14.3%
10歳	28	1	13	7	0	6	1
	100.0%	3.6%	46.4%	25.0%	0.0%	21.4%	3.6%
14、15歳	42	1	13	9	0	16	3
	100.0%	2.4%	31.0%	21.4%	0.0%	38.1%	7.1%
計	119	2	45	24	2	35	11
	100.0%	1.7%	37.8%	20.2%	1.7%	29.4%	9.2%
種別							
身体	46	2	17	12	2	9	4
	100.0%	4.3%	37.0%	26.1%	4.3%	19.6%	8.7%
ネグレクト	55	0	25	7	0	19	4
	100.0%	0.0%	45.5%	12.7%	0.0%	34.5%	7.3%
性的	8	0	0	3	0	4	1
	100.0%	0.0%	0.0%	37.5%	0.0%	50.0%	12.5%
心理	10	0	3	2	0	3	2
	100.0%	0.0%	30.0%	20.0%	0.0%	30.0%	20.0%
計	119	2	45	24	2	35	11
	100.0%	1.7%	37.8%	20.2%	1.7%	29.4%	9.2%

※『一戸建て』のうち、「所有」12ケース、「賃貸」7ケース、「所有・賃貸か不明」5ケースであった。

表7に住居の形態を示す。賃貸アパートが37.8%、公営住宅が29.4%である。不明の11例を除くと、これらで4分の3を占める。持家は12例で、全体の1割である。総務省の「住宅・土地統計調査(平成15年)」によると、北海道の持ち家率は56.5%、公営住宅の比率は8.5%であり、全体からみると賃貸アパートと公営住宅の比率が高いことが確認できる。

6) 過去5年以内の転居歴

表8に過去5年以内の転居歴を示す。全体の52.9%、不明を除くと約6割が過去5年以内に転居歴がある。これは子どもの年齢や虐待の種別で大きな違いは見られない。転居そのものはネガティブな指標とは限らないが、生活の変動があったことが示唆される。なお総務省の「住宅・土地統計調査(平成15年)」によると、調査時点の4年9か月以降に現住居に入居した世帯は全体の24.1%で、これは家計主の年齢が30代の場合

51.5%、40代の場合26.0%である。現時点では本調査の対象世帯の家計主の年齢別に集計をしていないので単純な比較はできないが、転居をした世帯の比率が高いことが予想される。

表8 過去5年以内の転居歴

通告時 年齢	対象数	有	無	不明
5歳	49	24	14	11
	100.0%	49.0%	28.6%	22.4%
10歳	28	18	10	0
	100.0%	64.3%	35.7%	0.0%
14、15歳	42	21	18	3
	100.0%	50.0%	42.9%	7.1%
計	119	63	42	14
	100.0%	52.9%	35.3%	11.8%
種別				
身体	46	24	14	8
	100.0%	52.2%	30.4%	17.4%
ネグレクト	55	29	22	4
	100.0%	52.7%	40.0%	7.3%
性的	8	5	2	1
	100.0%	62.5%	25.0%	12.5%
心理	10	5	4	1
	100.0%	50.0%	40.0%	10.0%
計	119	63	42	14
	100.0%	52.9%	35.3%	11.8%

7) 世帯への課税状況

表9に、世帯への課税状況を示す。資料の性格から不明・記載なしが4割になり、全体状況を知る上では限界があるが、少な

表9 世帯への課税状況

5歳	49	8	2	15	24
	100.0%	16.3%	4.1%	30.6%	49.0%
10歳	28	5	0	11	12
	100.0%	17.9%	0.0%	39.3%	42.9%
14、15歳	42	5	4	21	12
	100.0%	11.9%	9.5%	50.0%	28.6%
計	119	18	6	47	48
	100.0%	15.1%	5.0%	39.5%	40.3%
種別					
身体	46	8	1	11	6
	100.0%	17.4%	2.2%	23.9%	56.5%
ネグレ	55	5	4	28	18
	100.0%	9.1%	7.3%	50.9%	32.7%
性的	8	2	1	5	0
	100.0%	25.0%	12.5%	62.5%	0.0%
心理	10	3	0	3	4
	100.0%	30.0%	0.0%	30.0%	40.0%
計	119	18	6	47	48
	100.0%	15.1%	5.0%	39.5%	40.3%

くとも以下の諸点は確認できる。①低所得・貧困世帯と考えられる世帯の比率が高い。生活保護受給世帯は不明を含めても39.5%、不明を除くと66.2%が生活保護受給世帯である。非課税世帯を含めると44.5%、非課税世帯を含め不明を除くと、74.6%となる。②年齢が高くなるにつれて、低所得・貧困世帯の比率が高くなる傾向にある。特に14歳・15歳層では不明を含めても半数が生活保護受給世帯である。③低所得・貧困世帯はネグレクトに多く見られ、身体的虐待では比率を下げる。しかし身体的虐待においても生活保護受給世帯は課税世帯を上回り、身体的虐待において低所得・貧困問題が考慮されなくてもよいということの意味しない。

8) 生活の困難度

表10に家族の生活困難の程度を示す。相談記録から読み取られた家族の状況を総合

表10 生活の困難度

通告時 年齢	対象数	非困難	多少困難	困難	不明
5歳	49	6	16	22	5
	100.0%	12.2%	32.7%	44.9%	10.2%
10歳	28	4	6	18	0
	100.0%	14.3%	21.4%	64.3%	0.0%
14、15歳	42	5	10	25	2
	100.0%	11.9%	23.8%	59.5%	4.8%
計	119	15	32	65	7
	100.0%	12.6%	26.9%	54.6%	5.9%
種別					
身体	46	11	17	15	3
	100.0%	23.9%	37.0%	32.6%	6.5%
ネグレクト	55	1	9	42	3
	100.0%	1.8%	16.4%	76.4%	5.5%
性的	8	1	2	4	1
	100.0%	12.5%	25.0%	50.0%	12.5%
心理	10	2	4	4	0
	100.0%	20.0%	40.0%	40.0%	0.0%
計	119	15	32	65	7
	100.0%	12.6%	26.9%	54.6%	5.9%

的に判断して、調査者が、①とても困難に思える（困難）、②多少困難に思える（多少困難）、③特に困っていると判断できない（非困難）、④わからない（不明）、の4項目から、もっとも近いものを選んだ。「困難」が54.6%で「多少困難」を含めると81.5%となる。年齢別には大きな違いは見られないが、身体的虐待とネグレクトでは大きく異なる。身体的虐待においては「非困難」が23.9%、「困難」が32.6%であるのに対して、ネグレクトではそれぞれ1.8%、76.4%と、明らかにネグレクトに生活困難層の比率が高い。ネグレクトが貧困問題と

密接な関係があることがうかがえる。ただしこれはネグレクト以外が生活困難と関係が薄いという意味ではない。虐待の種別に関わらず「非困難」は「困難」「多少困難」に比してもっとも少数である。全般的に生活基盤の低位性、不安定性のなかでの生活であり、そのうえでネグレクトにより集中しているという点に留意をする必要がある。

2 子どもの直面する困難

表11は子どもの直面する困難を、虐待受理の当該児童について整理したものである。表12では同様に、当該児童の兄弟姉妹について整理した。また表13は、子どもの直面

する困難を、当該児童と兄弟姉妹の双方を含んで大きく取りまとめたものである。表11・12における「病弱・虚弱」「身体障害」「知的障害」「発達障害」「自閉症」「言語遅滞」を大きく「障害」とし、これらのうちひとつ以上に当てはまるものを「障害」として1例と数えた。また同様に、「欠席がち」「長欠・不登校」を「不登校」、「暴力傾向」「非行」を「暴力傾向・非行」としてまとめた。また当該児童か兄弟姉妹のどちらかに該当する場合を「どちらか」、当該児童と兄弟姉妹の双方に該当する場合を「どちらも」とした。これらの表から確認できることは、以下である。

表11 子どもの直面する困難(当該児童)

通告時年齢	対象数	未熟児	低体重	不望出産	病弱虚弱	身体障害	知的障害	発達障害	自閉症	言語遅滞	いじめ被害	いじめ加害	対人トラブル	欠席がち	長欠不登校	暴力傾向	非行	施設入所	停学退学	解雇	所属先無	子のみ生活	児相相談歴	大人の存在
5歳	49	0	1	1	3	1	13	13	3	16	3	2	7	8	4	4	7	12	0	0	0	6	13	13
	100.0%	0.0%	2.0%	2.0%	6.1%	2.0%	26.5%	26.5%	6.1%	32.7%	6.1%	4.1%	14.3%	16.3%	8.2%	8.2%	14.3%	24.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.2%	26.5%	26.5%
10歳	28	1	1	2	3	0	7	2	1	4	6	2	12	9	4	3	6	10	1	0	0	2	17	8
	100.0%	3.6%	3.6%	7.1%	10.7%	0.0%	25.0%	7.1%	3.6%	14.3%	21.4%	7.1%	42.9%	32.1%	14.3%	10.7%	21.4%	35.7%	3.6%	0.0%	0.0%	7.1%	60.7%	28.6%
14、15歳	42	0	1	1	2	3	10	3	0	6	13	0	4	13	17	9	10	12	1	1	2	9	27	23
	100.0%	0.0%	2.4%	2.4%	4.8%	7.1%	23.8%	7.1%	0.0%	14.3%	31.0%	0.0%	9.5%	31.0%	40.5%	21.4%	23.8%	28.6%	2.4%	2.4%	4.8%	19.0%	64.3%	54.8%
計	119	1	3	4	8	4	30	18	4	26	22	4	23	30	25	16	23	34	2	1	2	16	57	44
	100.0%	0.8%	2.5%	3.4%	6.7%	3.4%	25.2%	15.1%	3.4%	21.8%	18.5%	3.4%	19.3%	25.2%	21.0%	13.4%	19.3%	28.6%	1.7%	0.8%	1.7%	13.4%	47.9%	37.0%
種別																								
身体	46	1	1	3	5	2	11	7	2	10	8	3	11	5	4	7	12	9	0	0	0	1	20	11
	100.0%	2.2%	2.2%	6.5%	10.9%	4.3%	23.9%	15.2%	4.3%	21.7%	17.4%	6.5%	23.9%	10.9%	8.7%	15.2%	26.1%	19.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	43.5%	23.9%
ネグレクト	55	0	0	1	1	2	12	9	1	14	9	1	9	20	18	6	8	19	1	1	1	13	28	26
	100.0%	0.0%	0.0%	1.8%	1.8%	3.6%	21.8%	16.4%	1.8%	25.5%	16.4%	1.8%	16.4%	36.4%	32.7%	10.9%	14.5%	34.5%	1.8%	1.8%	1.8%	23.6%	50.9%	47.3%
性的	8	0	1	0	0	0	4	0	0	0	3	0	3	2	2	2	1	2	1	0	0	1	5	1
	100.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	0.0%	37.5%	25.0%	25.0%	25.0%	12.5%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%	62.5%	12.5%
心理	10	0	1	0	2	0	3	2	1	2	2	0	0	3	1	2	2	4	0	0	1	1	4	6
	100.0%	0.0%	10.0%	0.0%	20.0%	0.0%	30.0%	20.0%	10.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	30.0%	10.0%	20.0%	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%	10.0%	10.0%	40.0%	60.0%
計	119	1	3	4	8	4	30	18	4	26	22	4	23	30	25	16	23	34	2	1	2	16	57	44
	100.0%	0.8%	2.5%	3.4%	6.7%	3.4%	25.2%	15.1%	3.4%	21.8%	18.5%	3.4%	19.3%	25.2%	21.0%	13.4%	19.3%	28.6%	1.7%	0.8%	1.7%	13.4%	47.9%	37.0%

表12 子どもの直面する困難(兄弟姉妹)

通告時年齢	対象数	未熟児	低体重	不望出産	病弱虚弱	身体障害	知的障害	発達障害	自閉症	言語遅滞	いじめ被害	いじめ加害	対人トラブル	欠席がち	長欠不登校	暴力傾向	非行	施設入所	停学退学	解雇	所属先無	子のみ生活	児相相談歴	大人の存在
5歳	49	0	1	0	4	2	6	6	1	7	5	0	4	14	7	3	8	12	1	0	1	4	13	8
	100.0%	0.0%	2.0%	0.0%	8.2%	4.1%	12.2%	12.2%	2.0%	14.3%	10.2%	0.0%	8.2%	28.6%	14.3%	6.1%	16.3%	24.5%	2.0%	0.0%	2.0%	8.2%	26.5%	16.3%
10歳	28	1	1	0	2	1	1	2	0	2	1	0	1	4	6	1	5	5	1	0	1	1	9	5
	100.0%	3.6%	3.6%	0.0%	7.1%	3.6%	3.6%	7.1%	0.0%	7.1%	3.6%	0.0%	3.6%	14.3%	21.4%	3.6%	17.9%	17.9%	3.6%	0.0%	3.6%	3.6%	32.1%	17.9%
14、15歳	42	1	1	3	5	2	11	3	0	4	3	0	1	11	11	6	5	12	2	2	3	7	18	12
	100.0%	2.4%	2.4%	7.1%	11.9%	4.8%	26.2%	7.1%	0.0%	9.5%	7.1%	0.0%	2.4%	26.2%	26.2%	14.3%	11.9%	28.6%	4.8%	4.8%	7.1%	16.7%	42.9%	28.6%
計	119	2	3	3	11	5	18	11	1	13	9	0	6	29	24	10	18	29	4	2	5	12	40	25
	100.0%	1.7%	2.5%	2.5%	9.2%	4.2%	15.1%	9.2%	0.8%	10.9%	7.6%	0.0%	5.0%	24.4%	20.2%	8.4%	15.1%	24.4%	3.4%	1.7%	4.2%	10.1%	33.6%	21.0%
種別																								
身体	46	1	1	1	5	4	3	4	1	8	2	0	3	5	3	2	5	6	1	0	0	0	10	2
	100.0%	2.2%	2.2%	2.2%	10.9%	8.7%	6.5%	8.7%	2.2%	17.4%	4.3%	0.0%	6.5%	10.9%	6.5%	4.3%	10.9%	13.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	21.7%	4.3%
ネグレクト	55	1	2	2	6	1	12	6	0	5	6	0	2	21	17	7	12	22	3	2	5	10	25	20
	100.0%	1.8%	3.6%	3.6%	10.9%	1.8%	21.8%	10.9%	0.0%	9.1%	10.9%	0.0%	3.6%	38.2%	30.9%	12.7%	21.8%	40.0%	5.5%	3.6%	9.1%	18.2%	45.5%	36.4%
性的	8	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	1	2	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	25.0%	0.0%
心理	10	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1	2	2	0	1	1	0	0	1	3	3
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	20.0%	20.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%	30.0%	30.0%
計	119	2	3	3	11	5	18	11	1	13	9	0	6	29	24	10	18	29	4	2	5	12	40	25
	100.0%	1.7%	2.5%	2.5%	9.2%	4.2%	15.1%	9.2%	0.8%	10.9%	7.6%	0.0%	5.0%	24.4%	20.2%	8.4%	15.1%	24.4%	3.4%	1.7%	4.2%	10.1%	33.6%	21.0%

表13 子どもの直面する困難

通告時 年齢	計	障害				いじめ被害				不登校				暴力傾向・非行				左記の要因のいずれかに該当する			
		当該 児童	兄弟 姉妹	どち らか	どち らも	当該 児童	兄弟 姉妹	どち らか	どち らも	当該 児童	兄弟 姉妹	どち らか	どち らも	当該 児童	兄弟 姉妹	どち らか	どち らも	当該 児童	兄弟 姉妹	どち らか	どち らも
5歳	49	28	20	35	13	3	5	7	1	10	16	18	8	9	9	15	3	36	30	42	24
	100.0%	57.1%	40.8%	71.4%	26.5%	6.1%	10.2%	14.3%	2.0%	20.4%	32.7%	36.7%	16.3%	18.4%	18.4%	30.6%	6.1%	73.5%	61.2%	85.7%	49.0%
10歳	28	12	4	13	3	6	1	7	0	11	7	12	6	10	5	12	3	22	13	23	12
	100.0%	42.9%	14.3%	46.4%	10.7%	21.4%	3.6%	25.0%	0.0%	39.3%	25.0%	42.9%	21.4%	35.7%	17.9%	42.9%	10.7%	78.6%	46.4%	82.1%	42.9%
14、15歳	42	16	17	23	10	13	3	14	2	21	17	23	15	15	8	18	5	34	26	36	24
	100.0%	38.1%	40.5%	54.8%	23.8%	31.0%	7.1%	33.3%	4.8%	50.0%	40.5%	54.8%	35.7%	35.7%	19.0%	42.9%	11.9%	81.0%	61.9%	85.7%	57.1%
計	119	56	41	71	26	22	9	28	3	42	40	53	29	34	22	45	11	92	69	101	60
	100.0%	47.1%	34.5%	59.7%	21.8%	18.5%	7.6%	23.5%	2.5%	35.3%	33.6%	44.5%	24.4%	28.6%	18.5%	37.8%	9.2%	77.3%	58.0%	84.9%	50.4%
種別																					
身体	46	23	18	31	10	8	2	9	1	6	7	10	3	16	6	16	6	36	24	40	20
	100.0%	50.0%	39.1%	67.4%	21.7%	17.4%	4.3%	19.6%	2.2%	13.0%	15.2%	21.7%	6.5%	34.8%	13.0%	34.8%	13.0%	78.3%	52.5%	87.0%	43.5%
ネグレクト	55	23	19	30	12	9	6	14	1	30	28	35	23	14	14	23	5	44	38	49	33
	100.0%	41.8%	34.5%	54.5%	21.8%	16.4%	10.9%	25.5%	1.8%	54.5%	50.9%	63.6%	41.8%	25.5%	25.5%	41.8%	9.1%	80.0%	69.1%	89.1%	60.0%
性的	8	4	1	4	1	3	1	3	1	3	2	4	1	1	1	2	0	5	3	5	3
	100.0%	50.0%	12.5%	50.0%	12.5%	37.5%	12.5%	37.5%	12.5%	37.5%	25.0%	50.0%	12.5%	12.5%	12.5%	25.0%	0.0%	62.5%	37.5%	62.5%	37.5%
心理	10	6	3	6	3	2	0	2	0	3	3	4	2	3	1	4	0	7	4	7	4
	100.0%	60.0%	30.0%	60.0%	30.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	30.0%	30.0%	40.0%	20.0%	30.0%	10.0%	40.0%	0.0%	70.0%	40.0%	70.0%	40.0%
計	119	56	41	71	26	22	9	28	3	42	40	53	29	34	22	45	11	92	69	101	60
	100.0%	47.1%	34.5%	59.7%	21.8%	18.5%	7.6%	23.5%	2.5%	35.3%	33.6%	44.5%	24.4%	28.6%	18.5%	37.8%	9.2%	77.3%	58.0%	84.9%	50.4%

※「どちらか」は、当該児童か兄弟姉妹のうち最低1名が当てはまる
 ※「どちらも」は、当該児童か兄弟姉妹の両方とも当てはまる

- ① 大多数の子どもは、何らかの困難に直面している。表13を見ると、「障害」「いじめ被害」「不登校」「暴力傾向・非行」のうち、何らかの困難を抱えている当該児童は77.3%で、兄弟姉妹では58.0%、当該児童と兄弟のどちらかに広げると、84.9%になる。つまり子ども虐待問題で児童相談所がかかわる家族の大多数には、子どもの問題それ自体に対応と支援が必要な子どもが含まれている。また50.4%は、当該児童と兄弟姉妹の双方にこうした困難がある家族である。
- ② 困難に直面する子どもの多さは、年齢が上がるにつれて若干比率を高める傾向にあるもの、むしろ全年齢に共通する特徴である。虐待種別ごとに見ると、兄弟姉妹が困難に直面している比率はネグレクトに高く、家族全体が抱える困難を示唆している。
- ③ 表13に見ると、こうした困難の中でもっとも多いのは「障害」で、当該児童の47.1%になる。兄弟姉妹では34.5%、当該児童か兄弟姉妹の「どちらか」が「障

- 害」をもつものは71例で59.7%になる。うち当該児童と兄弟姉妹の「どちらも」障害を持つものは26例で、全体の21.8%にあたる。表11を見ると、もっとも多いのは「知的障害」で全体の25.2%になり、各年齢を通してほぼ同じ比率である。次に多く見られるのは「言語遅滞(21.8%)」と「発達障害(15.1%)」であるが、これは5歳層に比率が高い。虐待種別ごとに見ると、身体的虐待とネグレクトには大きな相違が見られないが、性的虐待に知的障害の比率が高く(50%)、性的虐待が子どもの脆弱性と深く関わっていることを示唆している。
- ④ 次に多いのは「不登校」であり(表13)、当該児童と兄弟姉妹のそれぞれ3分の1になり、双方のどちらかに広げると全体の44.5%となる。これは「欠席がち」と「長欠・不登校」をまとめたものなので、それぞれの当該児童における詳細を表11に見ると、それぞれ年齢が上昇するにつれて比率を上げ、特に「長欠・不登校」では5歳で8.2%であるものが

14・15歳で40.5%となり、この傾向が顕著である。また「長欠・不登校」は身体的虐待では8.7%であるのに対し、ネグレクトでは32.7%、これに「欠席がち」を加えたものを表11に見ると、それぞれ13.0%と54.5%となり、ネグレクトに顕著に高い。この点は兄弟姉妹も同様である。つまり児童相談所で対応する被虐待児童の多くは、「不登校」に象徴される学校（幼稚園・保育所）での困難と「不適応」に同時に直面している。これは、家族と学校のどちらも子どもの存在を支持する「居場所」になっていないことを意味する。またこれはネグレクトに顕著で、かつ学校に長く通っているはずの高年齢の子どもに高い。これらの点は、家族基盤の脆弱性を背景に、学校で子どもの不利が増幅されている可能性を示唆している。

- ⑤ 当該児童の18.5%が、「いじめ被害」を経験している。これは「不登校」と同様に年齢が上がるにつれて比率が高くなる。また性的虐待にやや高い(37.5%)。性的虐待に知的障害の比率が高いことを考え合わせると、子どもの脆弱性に関わっていることが示唆される。
- ⑥ 表13によると、当該児童の28.6%に「暴力傾向・非行」が見られ、兄弟姉妹を含めると37.8%の家族が、子どもの「暴力傾向・非行」に直面している。これは年齢が上がるにつれて比率を上げる。また当該児童ではネグレクトに比して身体的虐待に比率が高いが、兄弟姉妹では逆にネグレクトに高い。身体的虐待は親と子どもの関係のあり方という側面がより強いことに対して、ネグレクトは家

族全体の子育て基盤とより深く関わるからではないかと考えられるが、この点についてはより慎重な検討が必要である。

- ⑦ 表11によると、「子どものみで生活」していたものは、当該児童の13.4%、7人に一人となる。これは特にネグレクトに高いが(23.6%)、すべての種別に見られる。
- ⑧ 表11によると、当該児童で「親身になってくれる家族以外の大人の存在（大人の存在）」があったのは、37.0%である。つまり3分の2の子どもは、こうした大人が児童相談所の記録からは確認できなかった。

3 家族関係

表14に、家族関係にかかわる諸要因を示す。「離縁・復縁等」は離縁と復縁を含む不安定な婚姻関係を示すが、62.2%の家族が不安定な婚姻関係と調査員に判断されている。これは14・15歳層に比率が高く(73.8%)、性的虐待に顕著である(87.5%)。また「DV・その疑い」が26.1%と、全体の4分の1に見られることに注意をしておきたい。これは年齢、虐待種別に関わらず見られるが、身体的虐待と性的虐待にやや比率が高い。

表14 家族関係

通告時 年齢	対象数	夫婦 不和	DV 疑い	育児 協力	育児 非協力	離婚・ 復縁等
5歳	49 100.0%	16 32.7%	13 26.5%	3 6.1%	19 38.8%	27 55.1%
10歳	28 100.0%	12 42.9%	9 32.1%	3 10.7%	7 25.0%	16 57.1%
14、15歳	42 100.0%	19 45.2%	9 21.4%	0 0.0%	13 31.0%	31 73.8%
計	119 100.0%	47 39.5%	31 26.1%	6 5.0%	39 32.8%	74 62.2%
種別						
身体	46 100.0%	14 30.4%	15 32.6%	4 8.7%	14 30.4%	25 54.3%
ネグレカ	55 100.0%	20 36.4%	11 20.0%	2 3.6%	17 30.9%	34 61.8%
性的	8 100.0%	6 75.0%	3 37.5%	0 0.0%	3 37.5%	7 87.5%
心理	10 100.0%	7 70.0%	2 20.0%	0 0.0%	5 50.0%	8 80.0%
計	119 100.0%	47 39.5%	31 26.1%	6 5.0%	39 32.8%	74 62.2%

4 養育者の心身の状況

表15と表16に、養育者の心身の状況を示す。表15は父親、母親、その他の養育者別に内訳を整理してある。表16は表15における「精神病」「神経症」を「精神病・神経症」、「その他の疾病」と「その他の障害」を「その他の疾病・障害」とまとめた。また父、母、その他の養育者をまとめ、父、母、その他の養育者のいずれかに該当者がいる場合、1例とした。したがって重複も1例となる。これらから確認できることは以下である。なお養育者のメンタルヘルスの問題と知的障害の問題については、分担研究報告の澤田報告と藤原報告において分析されているので、そちらを合わせて参照されたい。

- ① 精神病・神経症、アルコール・薬物問題、人格障害の、何らかのメンタルヘルス上の問題を有する養育者が家族に含まれているのは47例で、全体の

39.5%になる(澤田報告)。なお「精神病」はうつ病・抑うつ状態のものを中心とする(澤田報告)。精神病・神経症は32例(26.9%)、アルコール・薬物問題は18例(15.1%)人格障害は13例(10.9%)である。

- ② 知的障害、発達障害、その他の疾病・障害を有する養育者が家族に含まれているのは40例で、全体の33.6%になる(藤原報告)。知的障害は24例で20.2%である。
- ③ 全体的に受理時の年齢が高いほど、心身の健康に問題を抱える養育者の比率が高くなる傾向にある。
- ④ 精神病は父親に2例、母親に22例、知的障害は父親に6例、母親に21例など、全体的に母親に比率が高い。母親の精神的な疾患や障害が、子育ての困難に直結しやすいことが示唆される。父親のほうに比率が高いのは「薬物・アルコール問題」と「攻撃的・虚言・対人関係困難」である。
- ⑤ この「薬物・アルコール問題」と「攻撃的・虚言・対人関係困難」の父親での高さは、特に性的虐待に特徴的である。同時に性的虐待では母親の「精神病」、「神経症」、「その他疾病」が相対的に高い。前述の性的虐待における子どもの知的障害の高さを重ね合わせると、性的虐待が家族内の母親と子どもの脆弱性を背景に持つことがうかがえる。